

[事案 21-52] 入院給付金等請求

- ・平成 21 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 1 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

左乳癌による給付金請求をしたが、約款に定める「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする」入院、手術とは認められず支払われなかったことを不服として申立があったもの。

< 申立人の主張 >

生命保険協会の「保険金等の支払を適切に行うための対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によれば、「責任開始前に、受療歴、症状、検査異常がなく（客観的要件）、かつ被保険者に身体に生じた異常についての自覚又は認識がないことが明らか（主観的要件）な場合には保険金の支払となる」ので、給付金を不支払いとするには、上記客観的要件と主観的要件をともに満たす必要がある。

責任開始期は、平成 20 年 9 月 19 日であるが、それ以前には医師から検査異常の指摘は受けていないので、不支払いの客観的な要件を充たしていない。また、その時点で申立人に自覚症状がなく、主観的な要件も充たしていない。乳癌の診断確定日は、責任開始期以後の平成 20 年 9 月 22 日であるので、疾病入院給付金及び手術給付金の支払いを求める。

< 保険会社の主張 >

クリニックの診療証明書には、「平成 20 年 9 月 11 日の初診時に、左乳房内に 1 cm 超の腫瘤を触知され、U S（超音波検査）12.6×7.7mm 大の石灰化を伴う腫瘤で、細胞診を施行した」とあり、申立人には責任開始前に客観的（医学的）に入院・手術の原因となる疾病があったと解される。よって、申立人の入院・手術は、約款の「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院・手術」には当たらない。

また、クリニックの診療証明書には、「平成 20 年 8 月下旬頃、左乳房のしこりに気付き」との記載があり、ガイドラインの「被保険者に異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合」には該当しない。ガイドラインの客観的条件と主観的条件のいずれかを満たさない場合には、給付金が支払えないと解釈すべきである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約の責任開始期が平成 20 年 9 月 19 日であることは、当事者において争いがない。本件においては申立人の入院、手術の原因となった疾病（乳癌）が、約款上の「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とするもの」であるか否かが問題となる。
- (2) 申立人も約款の解釈の根拠とするガイドラインの「(2) 契約（責任開始）前事故・発病イ. 契約（責任開始）前事故・発病ルール」の「①成立要件」の項目には、「主観的要件はなく、客観的に責任開始前に高度障害や入院の原因となった疾病や、不慮の事故等があれば契約（責任開始）前事故・発病ルールにより支払対象外となる。」と記載されている。

これを前提とし、「ロ. 契約（責任開始）前発病の考え方」の項目において、「・・・入院給付金についても、被保険者が契約（責任開始）前の疾病について契約（責任開始）前に受療歴や症状、検査異常がなく、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合等にはお支払いする」との記載がある。（以下、このロ. の規定を「例外規定」という。）

(3)本件においては、平成21年3月1日付のクリニックの診療証明書（以下、診断書）には、平成20年9月11日の時点で、「左乳房内側に1cm超の腫瘤を触知した。US（超音波検査）上12.6×7.7mm大の石灰化を伴うmass（腫瘤）で、細胞診を施行した。」とあり、その時点で（医学的に）入院の原因となる疾病があったことは明らかである。よって、責任開始期である平成20年9月19日には、乳癌が存在していたと判断できる。

さらに、クリニックの診断書には、「2008年8月下旬頃、左乳房のしこりに気付き」との記載があるから、申立人は、責任開始期前に、乳房内の疾病（それがその時点で癌であるかは確定的にわからなかったとしても）の症状についての自覚があったと判断でき、ガイドラインの例外規定のうち「被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合」にも、該当しない。

申立人は、平成20年9月11日にクリニックを受診したのは、ピンクリボンキャンペーン期間であったことから異常（症状）について自覚がなかったと主張するが、この主張は上記診断書の内容に反するものである。

仮に平成20年9月11日より前に申立人が異常（症状）について自覚がなかったとしても、同日乳房内の腫瘤という症状が存在し、それについて検査（超音波及び細胞診）を受けたことは間違いないので、いずれにしても、ガイドラインの例外規定のうち「契約（責任開始）前の疾病について症状がない」に該当しない。

よって、申立人の入院は、約款記載の疾病入院給付金の給付対象となる「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院である」とは言えず、疾病入院給付金を支払わないとする保険会社の対応は相当である。

同様に、申立人の受けた手術は、約款記載の「責任開始期以後に生じた疾病を直接の原因とする手術」にはあたらず、手術給付金を支払わないとする保険会社の対応も相当である。

(4)なお、申立人は「責任開始前に、受療歴、症状、検査異常がなく（客観的要件）、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常についての自覚又は認識がないことが明らか（主観的要件）な場合には保険金の支払となるので、給付金を不支払いとするには、客観的要件と主観的要件をともに満たす必要がある」との前提に基づく主張をするが、これは、ガイドラインの文理解釈を誤るものである。

例外規定に基づく給付金の支払いをするためには、例外規定の客観的要件と主観的要件をともに満たさねばならず、どちらかが欠けた場合には、原則に戻って不支払いとするというのが、ガイドラインの合理的な文理上の解釈である。